

小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会（第 1 回）会議録（要旨）

1 日 時

令和 7 年 5 月 8 日（木）

開会 19 : 00 から 閉会 21 : 00

2 場 所

小城市役所 西館 大会議室

3 出席者

A 委員、B 委員、C 委員、D 委員、E 委員、F 委員、G 委員

教育長、保育幼稚園課長、保育幼稚園課副課長、保育幼稚園課指導管理係長

計 11 名

4 会 議

〔開会〕司会進行 保育幼稚園課長

〔委嘱状交付〕

教育長より、A 委員に代表として委嘱状を交付

〔あいさつ〕

教育長よりあいさつ

- ・ 7 名の委員に就任いただき、感謝している。
- ・ 教育長に就任し、民営化・再編計画を引き継いでおり、小城保育園で 5 園目となる。小城保育園については、土地の問題があり、計画から時間がかかったが、問題が解消し民営化を進めることになり、晴田幼稚園の少子化による閉園と同時期となった。
- ・ いろいろな意見をいただきながら、すすめさせていただくので、よろしくお願いします。

〔選考委員自己紹介及び事務局職員自己紹介〕

選考委員 7 名及び、事務局職員 4 名の自己紹介

〔小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会設置要綱について〕

保育幼稚園課副課長が説明

- ・ 小城市告示第 77 号として、「小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会設置要綱」を定めている。第 1 条には、民間移管にあたり、移管先の事業者の選考を公平かつ適正に実施するために、この選考委員会を設置している。皆様の専門的な見地からのご意見をいただき、一番良い事業者を選定できるようご協力をお願いします。
- ・ 第 2 条には、所掌事務として、公募基準の策定と設置運営者の選考審査を行うこと、第 3 条には、選考委員の組織の構成員を定めている。
- ・ 第 4 条から第 6 条では、選考委員の中から、委員長及び副委員長を決めるなど、この会の進め方を定めている。

・第7条では、委員は特定の事業者の公募に関与してはならないとされている。保育の現場などでお知り合いなどの事情はあると思うが、公平に審査をしていただくよう、お願いしたい。なお、応募者について、事業者名を伏せて審査していただく予定としている。

・第8条では、選考委員会の庶務は保育幼稚園課が処理するとなっており、保育幼稚園課が事務局となる。

〔委員長・副委員長の選出〕

・選考委員会設置要綱第4条により、委員長と副委員長を選任していただくことになっている。どなたか、引き受けていただける方はいないか。

(立候補なし)

・事務局からの提案で委員長をA委員に、副委員長をB委員にお願いしたいと考えるが同意いただけるか。同意いただける場合は拍手をお願いします。

(拍手あり、承認)

・では、委員長、副委員長、よろしくお願いします。

〔会議の公開について（確認）〕

・選考委員会設置要綱第5条第4項により、会議は公開となっている。本日の会議の中で公開する部分を決めていただき、協議後、公開できる内容については公開する。

・参考として、前回までの民営化の選考委員会の際は、会議及びプロポーザルのプレゼンは公開し、選定されなかった事業者の不利益を考慮し、審査基準や審査は非公開としていた。会議の結果については、次の会議で議事録の承認を受けた後、ホームページで公開をしていた。いかがか。

(承認)

(傍聴人席を準備、傍聴人なし)

〔議事〕議長は、委員長

(1) 小城市保育園の民間移管に関する経緯の説明

委員長

・事務局に説明を求める

保育幼稚園課副課長

・4ページの【資料1】で説明させていただく。

・小城市の現状は、全国的な少子高齢化の流れに伴い、人口が減少し、保育園等に通う園児も減少傾向となっている。

・市内の施設については、私立園では、補助金を活用し園舎の建てかえをおこなっている。民営化の対象となる小城市保育園を含む公立園は、園舎の老朽化が進んでいるが、安全のための修繕を繰り返している状況。

・民営化の実績としては、平成23年度に牛津保育園（現：牛津こどもの森）、平成29年度に芦刈幼稚園（現：あしかりこども園）、平成30年度に岩松保育園（現：いわまつ保育園）、令和3年度に三里保育園（現：みさとなごみ園）の民営化が完了した。令和3年度には三日月幼稚園の認定こども園化もおこなった。晴田幼稚園については、園児数の著しい減少により令和9年

3月に閉園の予定となっている。小城保育園については、平成26年に民営化の予定だったが、小城保育園の敷地の一部に民地があり民営化の計画が中断していたが、土地問題について解決したので、民営化計画が再開となった。

- ・小城保育園の現状は、令和7年3月の園児数が定員117人に対して、82人となっている。今後の園児数の見込については、園の周辺に住宅用地が増えている状況のため、保育の需要が増加すると見込んでいる。

- ・そういった状況から、令和9年4月に小城保育園の民営化を予定し、令和7年1月と2月に説明会を開催し、本日の選考委員会となっている。

委員長

- ・次に、募集要項に入るが、よいか。（質問なし）

（2）小城保育園運営事業者募集要項について（協議）

委員長

- ・事務局に説明を求める

保育幼稚園課指導管理係長

- ・6ページの「小城市立小城保育園運営事業者募集要項（案）」について説明させていただく。

- ・小城市では、平成21年度に牛津保育園の移管先事業者にかかる選考委員会を実施し、その後岩松保育園、三里保育園と民営化をしており、直近である三里保育園の移管先事業者の選考委員会で決定された募集要項をたたき台として案を作成している。募集要項（案）より、選考委員会において、どういう事業者を選考していくかという募集要項の協議をしていただきたい。

- ・三里保育園の選考時と大きくは変わっていないが、応募資格と民営化後の運営に関する条件をわけたこと、国の制度等の改正により、こども誰でも通園制度や医療的ケア児等の受け入れなどの実施について追記したこと、民営化後、認定こども園への事業変更及び園舎の建て替えを明記したことが変更したところである。

- ・続いて、項目ごとに説明させていただく。

- ・小城保育園の移管先事業者については、プロポーザル方式で選定する。移管は令和9年4月1日を予定している。

- ・これまでの民営化では、土地については原則期限付きの無償貸与、建物等については無償譲渡としていた。今回も同様としている。

- ・応募資格については、佐賀県内には350以上の保育施設があり、株式会社等の参入も認められているので、応募資格の①から⑧の条件をみたす法人については、法人の種別の制限を設けず募集をおこないたいと考えている。

- ・運営に関しては、民営化ガイドラインに定めてある内容を記載している。利用定員については、現在117名の定員であるが、入所は90名程度であること、保育士の配置基準や部屋の面積基準等を考慮し110名程度としている。また、現在の小城保育園での運営を引き続き行えるよう共同保育や引継ぎ保育の実施について明記している。

- ・応募方法について説明。

- ・選定の採点基準等については、次回の選考委員会で協議いただくので、次回の会議2週間前までには案を作成し、送付させていただく。

- ・応募事業者がない場合は、募集要項を見直し再度公募をおこなう。

委員長

- ・質問に入る前に、8 ページと 11 ページに 6 が重複している。

事務局

- ・11 ページの 6 応募方法は、7 の誤り。以降、順番を修正ください。

委員長

・法人を含めて、現在の施設に案内を出すということだが、民営化ガイドラインは一緒に送付するのか。

事務局

- ・送付する

C 委員

・こども誰でも通園制度などを盛り込んでいるが、現在小城市保育園では実施していて盛り込んでいるのか。

事務局

・来年度から、こども誰でも通園制度を小城市で実施する予定であり、市内のどの園でもしていただきたいため、盛り込んでいる。

B 委員

・8 ページの多様なニーズについて、①が努力する、②・③は取り組むとなっていて強めの表現だが、どうなのか。

事務局

・どの項目についても実施していったほしいという考えであったため、各項目ともに①とあわせた表現の努力することに修正する。

C 委員

・こども誰でも通園制度は、令和 8 年度から国がするということでは言われていると思うが、小城市では実際にはおこなっていない。現在の園を継承していくことが子どもたちのためと考えているのなら、今の園にあわせる努力を一番に事業者を考えてもらう方が良いのではと思う。もちろん、よりよくなるものだとも思うが。

委員長

- ・このことについては、予算と人が必要だと考えられる。保育の加算などもあると思う。

C 委員

・保育士の確保不足により、一時預かり保育をしている園が減っている状況だが、小城市では、一時預かり保育はしているか。

事務局

- ・認可保育所等では、一時預かり保育はしていない。

C 委員

・小城市の定数割れの原因については、保育士の確保ができないことと言われていたが、今の施策はどれも人員が必要。人員の確保が民営化の時にできるのか。佐賀県でも、保育士が確保できずに民営化が決まった事業者が取り下げをしたという事態がおこっている。公立の保育士は市が引き上

げて、臨時の保育士が残ってくれたとしても、職責がちがうので、民間移譲によって今までの保育を保つことが難しくなる。以前の民営化と違うのは、人材確保だと思っている。予算もとてまあがっている。いろいろ要件を入れると、手が上がらないこともあるし、決まっても辞退される可能性もあると思う。

委員長

- ・ 8 ページの (4) については、委員からの意見を参考に、次回の協議の時までに、もう少し見えるような形にさせていただくということで、お願いします。

C 委員

- ・ 8 ページの開所時間について確認だが、通勤距離などもあるので、7 時からあいているところもあるが開所は 7 時 30 分からか。

事務局

- ・ そうです。

G 委員

- ・ 開始の時間についてお尋ねはあるが、希望までは出ていない状況。

委員長

- ・ 現状の時間帯で良いかと思う。他にはないか。
- ・ 10 ページの地域子育て支援事業等というのは、記載している事業以外にどういうものがあるか。ほかにはないなら、等とは記載しないほうが良いと思う。

事務局

- ・ 次回確認してお答えする。

C 委員

- ・ 今小域保育園でしている相談事業、子育てサークル事業とはどういうものか。

G 委員

- ・ 現在はおこなっておらず、コロナ前は桜楽館に出向いて絵本の読み聞かせや手遊びをしていたと聞いている。

C 委員

- ・ 現状していないなら、民営化後もしなくていいのではとなるのでは。

委員長

- ・ 難しい状況もあるが、できるだけ取り組んでいただくということで、そのままでよいのではないかな。

事務局

- ・ 保育園として民営化後、5 年を目途に認定こども園にさせていただくため、認定こども園になった場合は、子育て支援事業に取り組んでいただくようになるので、民営化後からの取り組みの努力をお願いしたい。

C 委員

- ・ 9 ページの (参考) の利用状況の職員の人数ですが、これ以外にも職員はいるのか。クラス担任は正規職員だけか。

G 委員

- ・会計年度の職員のクラス担任もいる。クラス担任以外にも保育士はいる。

C 委員

- ・記載されている人数は職員配置上の人数で、それ以外にも保育士がいるということを記載しないなら、説明はした方がいいと思う。
- ・8 ページの利用定員は 110 となっているが、9 ページでは定員とかいてある。これは、認可定員のことか。そこも分かりにくいと思う。

事務局

- ・9 ページの定員は認可定員のこと。

C 委員

- ・実際の利用人数と認可定員に、開きがあると人口減少による定員割れみたいに感じられると思う。保育士の確保ができれば、子どもは増えていくはずということをいわないといけないと思う。

委員長

- ・今出た意見を参考に、考えていただきたい。

D 委員

- ・三里保育園の民営化の時は、何園手が上がったのか

事務局

- ・5 事業者。岩松保育園は6 事業者で、牛津保育園は3 事業者。

委員長

- ・10 ページの（7）の苦情処理の仕組みだが、第三者委員2 名以上とあるが、2 名だと意見が食い違ったとき、難しいので、奇数が良いと考えるが、決まりがあるのか。

C 委員

- ・保育の指導監査でも2 名以上となっている。県の指導監査の時も2 名を確認される。

委員長

- ・幼稚園や保育園の問題は、内部告発が多い。職員からの苦情を拾いやすくすることが、子供中心の保育につながると考えるのでしっかり対応するべきところと考える。これについても、第三者委員が対応するのか。

事務局

- ・職員からの相談は、保育幼稚園課を窓口としており、ホームページにも掲載している。

委員長

- ・10 ページの共同保育は期間が書かれているが、引継ぎ保育は期間の記載はないのが気になった。

C 委員

- ・引継ぎ保育の勤務時間について最大7 時間 45 分と記載があるのはなぜか。民間は8 時間勤務だと思う。公立園が7 時間 45 分の勤務だからなら、説明が必要になると思う。共同保育の際は15 分余ることも考えられる。

G 委員

- ・三里保育園の時は、通勤時間にあてられることもあった。8 時間いない場合もあった。

委員長

- ・事業者から小城保育園にいく共同保育の際の給料はどうなるのか。

事務局

- ・市から補助金として支払う。

G委員

- ・働く時間が決まっているわけではなく、共同保育に来られた時間分を支払っていた。

E委員

- ・引継ぎ保育の中で、職員2人と書いてあるが、3人とかも可能か。2人で大丈夫か心配。

事務局

- ・ガイドラインに記載しているので2人とする。

C委員

- ・ガイドラインと要綱はどちらが優先されるのか。不安をなくすためには、この意見は大事だと思う。

G委員

- ・引継ぎ保育を進めるためには、3カ月間の共同保育を大事にしないといけないと考える。3者協議もあるので、そこで不安を取り除いていけたらいいと思う。

C委員

- ・今は公私連携型など新しいやり方も出てきている。必要に応じて、子どもへの負担や保護者の不安を取り除いて笑顔で過ごせるよう丁寧におこなってほしい。

委員長

- ・3者協議などで、保護者から意見をもらうために、どのように保護者さんに伝えていくか考えていく必要があると思う。
- ・また、次回協議することにしたい。

(3) 今後のスケジュール

委員長

- ・事務局に説明を求める

保育幼稚園課副課長

- ・今日が第1回選考委員会、経緯の説明と募集要項の協議をおこなった。2回目は6月5日を予定していたが、都合が悪い方がいらっしまったので後で調整をおねがいする。応募事業者からの申込期限を9月下旬とし、10月に第3回の選考委員会として応募があった事業者からのプレゼンテーションを行い、その後、選考委員会から結果報告を教育長に渡し、市長に報告としている。

(4) 質疑・意見交換

委員長

- ・意見、質問はないか。(意見なし)

〔その他〕

◇資料要求

- ・次の会議までに、準備してほしいと思われる資料等があれば、事務局までご一報いただきたい。

◇次回開催日及び開催場所

保育幼稚園課副課長

- ・ 次回の開催は、小城保育園の施設を見ていただきたいので、小城保育園で実施したい。
- ・ 6月1週目に予定したい。6月4日（水）の19：00はいかがか。

（了承）

21：00 閉 会